

トーシツらいふ 会則

(名 称)

第1条 本会は、トーシツらいふ と称する。

(目的及び組織)

第2条 本会は、日本国内における統合失調症患者のケア及び社会復帰の支援をすることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ネットストリーミング（例：ニコニコ生放送）を利用し、統合失調症患者を中心とした対象とした、傾聴ボランティア活動を行う。
- (2) Web版のフリーペーパーを2週間に1度発行し、記事の執筆者は社会復帰を考えている統合失調症患者を主とする。
- (3) 自治体、企業、各種団体に対して、統合失調症の基礎知識・対処方法などの啓蒙活動を開催する。

(役 員)

第4条 本会に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、会計 0名

2 会計は会長が兼務する。

(役員の選出)

第5条 会長・副会長・会計は、総会において選出する。

2 会長および副会長は、会員の互選とする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参与)

第8条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経 費 等)

第10条 本会の経費は、助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(そ の 他)

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成25年3月11日より施行する。

2013/03/10 記

トーシツらいふ会長 内田 佑介

ハンドルネーム：equi、えくい

連絡先：

東京都中央区豊海町2-1-1407

090-6307-8498

bartonella@mail.goo.ne.jp